

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第4章 猶予許可等に関する処理</p> <p>  第1節 猶予許可等に関する事務手続</p> <p>    1～3 (省略)</p> <p>    4 <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p> <p>  第2節 (省略)</p> <p>第5章 猶予の取消し等に関する処理</p> <p>  第1節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮</p> <p>    1 (省略)</p> <p>    2 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>      (1)・(2) (省略)</p> <p>      (3) <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p> <p>    3 (省略)</p> <p>  第2節 猶予期間の延長</p> <p>    1～3 (省略)</p> <p>    4 <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第4章 猶予許可等に関する処理</p> <p>  第1節 猶予許可等に関する事務手続</p> <p>    1～3 (同左)</p> <p>    4 <u>管理担当部門</u>への連絡</p> <p>  第2節 (同左)</p> <p>第5章 猶予の取消し等に関する処理</p> <p>  第1節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮</p> <p>    1 (同左)</p> <p>    2 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>      (1)・(2) (同左)</p> <p>      (3) <u>管理担当部門</u>への連絡</p> <p>    3 (同左)</p> <p>  第2節 猶予期間の延長</p> <p>    1～3 (同左)</p> <p>    4 <u>管理担当部門</u>への連絡</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第3節 納税の猶予後における滞納処分等</p> <p>1 督促及び滞納処分の禁止 (省略)</p> <p>(注) 1 督促状の発付までに納税の猶予の申請があった場合には、その申請に対する許否の決定をするまでは督促状の発付を見合わせることに留意する (平成21年6月3日付徴管2-20ほか14課共同「『<u>管理運営事務提要</u>』の制定について」(事務運営指針)(以下「<u>管理運営事務提要</u>」という。) (<u>事務手続編</u>)第4編第5章第6節第4の2《<u>納税の猶予等及び滞納処分の停止に関する事務処理</u>》参照)。</p> <p>2 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 猶予許可等に関する処理</p> <p style="text-align: center;">第1節 猶予許可等に関する事務手続</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p> <p>税務署長へ申請書の提出があった場合には、当該申請書(添付書類があるときは、これを含む。)を<u>管理運営担当部門</u>に回付し、徴収担当部門において処理すべきものについては、<u>管理運営担当部門</u>において所要の手続を了した後、徴収担当部門へ回付する。また、納税の猶予の許可若しくは不許可又は換価の猶予の決議を了した場合には、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理運営担当部門</u>へ連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 納税の猶予</p> <p style="text-align: center;">第3節 納税の猶予後における滞納処分等</p> <p>1 督促及び滞納処分の禁止 (同左)</p> <p>(注) 1 督促状の発付までに納税の猶予の申請があった場合には、その申請に対する許否の決定をするまでは督促状の発付を見合わせることに留意する (昭和29年10月25日付徴管2-106ほか15課共同「<u>管理事務提要</u>について」<u>通達別冊第五章第二部の一の1</u>《<u>督促の意義および方法</u>》の(三))。</p> <p>2 (同左)</p> <p>2～5 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 猶予許可等に関する処理</p> <p style="text-align: center;">第1節 猶予許可等に関する事務手続</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 <u>管理担当部門</u>への連絡</p> <p>税務署長へ申請書の提出があった場合には、当該申請書(添付書類があるときは、これを含む。)を<u>管理担当部門</u>に回付し、徴収担当部門において処理すべきものについては、<u>管理担当部門</u>において所要の手続を了した後、徴収担当部門へ回付する。また、納税の猶予の許可若しくは不許可又は換価の猶予の決議を了した場合には、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理担当部門</u>へ連絡する。</p>

改 正 後	改 正 前
第5章 猶予の取消し等に関する処理	第5章 猶予の取消し等に関する処理
第1節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮	第1節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮
<p>1 (省略)</p> <p>2 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p> <p>猶予の取消し又は猶予期間短縮の決議を了した場合には、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理運営担当部門</u>へ連絡する。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>1 (同左)</p> <p>2 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) <u>管理担当部門</u>への連絡</p> <p>猶予の取消し又は猶予期間短縮の決議を了した場合には、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理担当部門</u>へ連絡する。</p> <p>3 (同左)</p>
第2節 猶予期間の延長	第2節 猶予期間の延長
<p>1～3 (省略)</p> <p>4 <u>管理運営担当部門</u>への連絡</p> <p>税務署長へ猶予期間の延長申請書の提出があった場合には、第4章第1節《<u>管理運営担当部門</u>への連絡》に準じて処理する。</p> <p>なお、猶予期間延長の許可又は不許可の決議を了したときは、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理運営担当部門</u>へ連絡する。</p>	<p>1～3 (同左)</p> <p>4 <u>管理担当部門</u>への連絡</p> <p>税務署長へ猶予期間の延長申請書の提出があった場合には、第4章第1節《<u>管理担当部門</u>への連絡》に準じて処理する。</p> <p>なお、猶予期間延長の許可又は不許可の決議を了したときは、当該決議書の副本により、速やかに<u>管理担当部門</u>へ連絡する。</p>
第6章 納付委託	第6章 納付委託
第2節 納付委託を受ける場合の手続	第2節 納付委託を受ける場合の手続
<p>1～3 (省略)</p> <p>4 不渡りの場合の措置</p> <p>(省略)</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>1～3 (同左)</p> <p>4 不渡りの場合の措置</p> <p>(同左)</p> <p>(1) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 証券上の権利の行使 (省略) (注) 納付委託の手續については、<u>管理運営事務提要(事務手續編)第4編第5章第5節第1款《納付(弁済)受託に関する事務処理》</u>を参照する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 延滞税の免除</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予等をした場合の延滞税の免除 —通則法第63条第1項及び第3項—</p> <p>1 通則法第63条第1項の規定による免除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 免除対象期間 免除の対象となる期間は、次のイ又はロの期間とする。</p> <p>イ 通則法第46条第1項又は第2項第1号、第2号若しくは第5号(同項第1号又は第2号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)の規定による納税の猶予(以下この節において「災害等による納税の猶予」という。)又は徴収法第153条第1項の規定による滞納処分の停止をした場合 (中略)</p> <p>おって、本文のなお書によって処理する場合には、その旨及び猶予該当事実の生じた日を、速やかに<u>管理運営担当部門</u>に連絡するものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(2) 証券上の権利の行使 (同左) (注) 納付委託の手續については、<u>上記のほか次の通達を参照する。</u></p> <p><u>1 昭和37年2月14日付徴管3-19ほか5課共同「管理事務提要第四編(現金出納)の制定について」通達</u></p> <p><u>2 昭和41年2月2日付徴徴3-8ほか1課共同「国税収納官吏の現金出納および納付受託に伴う処理手順について」通達</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 延滞税の免除</p> <p style="text-align: center;">第1節 納税の猶予等をした場合の延滞税の免除 —通則法第63条第1項及び第3項—</p> <p>1 通則法第63条第1項の規定による免除</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 免除対象期間 免除の対象となる期間は、次のイ又はロの期間とする。</p> <p>イ 通則法第46条第1項又は第2項第1号、第2号若しくは第5号(同項第1号又は第2号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。)の規定による納税の猶予(以下この節において「災害等による納税の猶予」という。)又は徴収法第153条第1項の規定による滞納処分の停止をした場合 (同左)</p> <p>おって、本文のなお書によって処理する場合には、その旨及び猶予該当事実の生じた日を、速やかに<u>管理担当部門</u>に連絡するものとする。</p> <p>(同左)</p>